(平成16年11月24日作成) (平成29年11月 日見直)

法 令 名	畜産経営の安定に関する法律
根拠条項	法第13条第1項、条第2項
処分の概要	指定解除
法令の定め	(第13条) 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。
処 分 基 準	法令の定めに尽くされている。(第13条第1項各号、第2項各号)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5438)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課酪農グループ (電話番号:011-204-5438)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)
	畜産 6